

令和6年(2024年)

4月から高齢者在宅福祉サービス等が変わります!

1 通院困難者タクシークーポン券

ここが変わります!

1乗車につき1枚使用 ➡ 1乗車で複数枚のクーポン券を使用できます

【内容】

通院時にタクシーを利用する場合、1年間で最大24枚(1枚につき660円)交付されます。利用は、契約しているタクシー会社のみ。

【対象要件】

- ①要介護1~5、②市内在住で在宅の65歳以上の方
- ③市民税非課税世帯(生活保護受給者除く)
- ④吹田市重度障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けていない方



2 家族介護用品支給

ここが変わります!

紙おむつ、尿取りパッドと交換 ➡ リハビリパンツや使い捨て手袋等も交換可
高齢者を介護する家族 ➡ 2号被保険者の方を介護する家族も対象

【内容】

リハビリパンツ、使い捨て手袋、使い捨てシーツ、清拭用品、その他排泄ケアに関して必要な物品と、交換できる1ヶ月6,250円分の給付券をお渡しします。

【対象要件】

- ①要介護4または5で吹田市に居住している在宅のおむつ使用者を介護している家族(通いで介護している家族も含む)
- ②おむつ使用者及び対象者を含む家族全員の市民税が非課税世帯(生活保護受給者除く)



3 吹田市緊急通報システムの人感センサー(令和6年5月以降を予定)

緊急連絡先の親族が遠方の場合のみ ➡ 親族の居住地の場所を問いません

【内容】

緊急通報装置に接続し、24時間動きを感知しない場合に緊急対応を行います。

【緊急通報装置の対象要件】

吹田市に居住する在宅の高齢者で、次のいずれかの状態にある方

- ①一人暮らしまたは身体の不自由な方等がいる高齢者のみの世帯の方もしくは、家族が仕事等で長時間、高齢者だけになる方(おおむね1日6時間以上、1週間で4日以上)
- ②固定電話回線をお持ちの方

【人感センサーの対象要件】

吹田市に居住する在宅の高齢者で、次のいずれかの状態にある方

- ①独居で心疾患や脳血管疾患等の持病があり、意識消失の恐れがある方等
- ②どちらか一方が寝たきりの高齢者世帯
- ③委託業者に自宅の合鍵を預託することに同意いただける方



ここが変わります!

ここが変わります!

4 訪問理美容

理美容者への出張費助成が1回 1,000 円 ➡ 1回 2,000 円に増額
要介護4・5の方が対象 ➡ 要介護3の方も対象

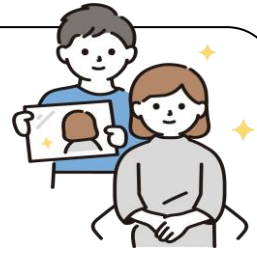
【内容】

1年間で最大4枚の助成券が交付されます。

【対象要件】

吹田市に居住する在宅の高齢者で、次のいずれかの状態にある方

- ① 要介護3から5に該当する方
- ② 自力または介助により理髪店や美容院へ出向くことが困難な方



5 成年後見制度利用支援

弁護士、司法書士、社会福祉士の三職種または、三職種が含まれる法人が成年後見人等である方が対象

ここが変わります!

➡ 医療、福祉、介護、法律、行政関係の資格所持者で専門的な知見を活かして成年後見人等の業務を果たせる方も対象

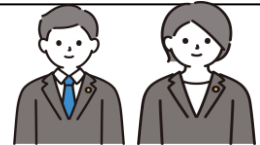
【内容】

申立費用や報酬費用について助成

【対象要件】

申請日時点で吹田市に住民票があり、かつ吹田市に居住する方等で、弁護士、司法書士、社会福祉士、その他親族以外の専門職（医療、福祉、介護、法律、行政関係の資格所持者）が成年後見人等である高齢者であって、次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- ② 報酬等費用を支払うことにより、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者になると認められる等の基準に該当する方



6 寝具乾燥消毒は令和6年(2024年)6月末をもって終了します。

利用者の皆様には、順次、個別通知いたします。

7 配食は令和6年(2024年)3月末をもって終了しました。

食の確保にお困りの際には、「高齢者向け配食サービス事業者一覧表」を御活用ください。

市ホームページ 高齢者向け配食サービス事業者一覧表➔



各サービスの詳細や、その他の高齢者在宅福祉サービス等につきましては、高齢福祉室支援グループ(吹田市役所高齢福祉室内(TEL)06-6384-1360(FAX)06-6368-7348)までお問い合わせください。

申請は、地域包括支援センターでも受付しています。

その他のサービスはこちらからも確認できます↓

